

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保 するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

令和2年7月豪雨では、九州地方など広範な地域において、河川の氾濫や土石流等が多発し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命と財産が失われた。

本市においても、平成30年7月豪雨時に初めて大雨特別警報が発令され、平成16年台風第23号をはるかに上回る降雨となったが、これまでの河川激甚災害対策特別緊急事業などの防災対策の効果が発揮され、大幅に被害が軽減された。しかしながら、河川改修の未整備箇所での浸水被害や内水による浸水被害が発生するなどの課題も見受けられた。

また、加古川中流部では上下流バランスを踏まえ、関係機関連携のもと、河川の緊急対策が実施され、地域の安全・安心の向上が図られつつあるが道半ばである。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策はもとより、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応は喫緊の課題であり、地域の安全・安心を確保するため、流域治水対策をはじめ、国道175号東播丹波連絡道路の整備など、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5か年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

特に、加古川流域の流域治水対策の推進をはじめ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保し、物流生産性の向上と命をつなぐ道路ネットワーク機能の強化のため、国道175号東播丹波連絡道路の事業中及び調査中区間を「重要物流道路」に指定し、西脇北バイパスの早期全線開通及び黒田庄以北の早期事業化を実現すること。

- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

- 3 安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 4 大規模自然災害時における、迅速かつ円滑な災害復旧等のため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）などの体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日

西 脇 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣

} 様